

〔女重寶記五〕女用器財角盤つのだらひ

〔筆の靈前篇三十〕手水の事

嫁入之記には、はんざうとは、ひさげの事、たらひはもとより云に及ばず、たらひのつのはそばに成なり、是はてうづの爲なりとあり、其比は、主とひさげを用ひて、名のみをはんざうといへるなり、今半插に具するたらひを、はんざうだらひといひ、略きてはんざうとのみいふは古のばんざうと異なり、さて右に角盥の角につきて、置様の法ある事見えたり、是等をあしく見たるにや、角だらひの角を、湯つかふ人の膝の方に向け置きて、つかふ人其角に袖をかけて、自に臂のまくれ出るやうにして湯をつかふ、是其角の用なるよしいへる説あれど、更に取がたし、然様にせば盥を向ふ様にくつがへす事あるべきなり、一方より推す意味になればなり、されば此角は持ありく時に、持つ手のすべらぬ料の具にして、持時の用第一にて湯をつかふ時の古實は、右の如く角は横になりて、左右に在る様に置事なりしなり、手水の爲なりといへるは、手水の時には、左右の手を同時につかへば、其袖を其左右の角にかけて濡れぬ様にし、手を中にて合すれば、兩の角ひとしくおさるゝに因て、袖にかゝりても倒ふさるゝ事なきなり、是盥をつかふに便なるから出來し故實なり、

〔御湯殿の上の記〕天正十四年十一月七日、御宍やうゐあり、八日、くわんぱく殿より、○中御はんざうつのだらひ三つ、略色々まゐるゝめでたしく、

〔御厨子黒棚道具寸法之事〕水師棚之小道具

角の手洗耳手洗につのお二本耳のごとくに出る、○中但角の手洗臺有べし、から草桐菊のもやう紋、三がいびしちらし付、又耳手洗常のごとし、ちらしからくさ同前也、

〔書言字考節用集七〕器財盥盥